

広島県告示第四百八十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	名 称	シードネットワ ークシステム有 限会社
主たる事務所の所在地	安芸郡熊野町中溝三 三〇〇番地二	
障害福祉サービス事業を 廃止した事業所	名 称	すみれ介護ステ ーション熊野
所在地	安芸郡熊野町初神九 八一五番地七	
廃止年月日	平成二十三年 二月三十一日	